

広島高速道路公社郵便入札実施要綱

(平成24年11月1日)

平成25年11月21日改正

平成26年 7月31日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島高速道路公社契約細則(平成9年広島高速道路公社細則第4号)(以下「契約細則」という。)第12条第5項の規定に基づき、広島高速道路公社(以下「公社」という。)における売買、賃借、請負その他(以下「請負等」という。)の契約に係る一般競争入札を郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の方法により実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札による旨の公告)

第2条 理事長は、郵便入札を実施するときは、公告に、契約細則第5条に掲げるもののほか、郵便入札を行う旨及び次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書及び工事費内訳書等入札の必要書類(以下「入札書等」という。)の郵送方法
- (2) 入札書等の到達期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の場所及び日時
- (6) その他必要と認める事項

(入札書等の郵送方法)

第3条 入札参加者は、入札書等を次に掲げる方法により郵送しなければならない。

- (1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とし、各封筒の表面には「入札書在中」と朱書するとともに、入札件名及び入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名。以下同じ。)を記載すること。
- (2) 入札書等は内封筒に入れて封かんの上、外封筒に入れること。なお、入札書に記載する日付は開札日とする。

2 郵便入札の参加者は、入札書等を郵送する際は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で行わなければならない。

(入札書等の到達期限等)

第4条 入札書等の到達期限は、原則として開札日の前日(その日が週休日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から1月3日までの日及び8月6日にあたるときはその前日)の17時までとし、公告等で指定する。

2 入札参加者は、入札書等を公告で指定された到達期限(以下「指定期限」という。)までに、第2条第3号に規定する提出先に到達するよう郵送しなければならない。

(入札書等の受領及び管理等)

第5条 理事長は、入札書等を受領したときは、開札まで厳重に保管する。

2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで内封筒を開封しないものとする。

3 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札の無効)

第6条 契約細則第13条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 金額の記入がない入札書による入札

(2) 金額を訂正した入札書による入札

(3) 第3条第2項に規定する方法以外の方法で提出した入札

(4) 入札書の請負等の入札件名、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札

(5) 公告で入札書以外に工事費内訳書等入札の必要書類(以下「必要書類」という。)の提出が定められている入札において、必要書類を同封しない者がした入札

(6) 公告で入札書以外に必要書類の提出が定められている入札において、必要書類に商号又は名称が記載されず、又は入札者(共同企業体にあつては代表者)の押印のない必要書類を提出した者がした入札

(7) 指定期限を過ぎて到達した入札

(8) 入札書等の提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者のした入札

(9) 公告の日から開札日までの間において、広島高速道路公社の指名停止を受けた者のした入札

(10) 虚偽の申請又は届出を行った者のした入札

(11) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(開札の立会い)

第7条 入札者又はその代理人(以下、本条及び次条においては「入札立会者」という。)は、開札時に立ち会うことができる。なお、入札立会者の本人確認を行う場合の方法は、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しの提示によるものとする。

2 理事長は、開札に当たり、入札立会者の有無にかかわらず、入札執行者のほか、入札事務にかかわらない職員を1名以上立ち合わせるものとする。

(開札)

第8条 開札は、公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 理事長は、開札の結果、落札となるべき価格と同一の入札をした者が2名以上あるときは、入札立会者にくじを引かせ、落札者を決定することとする。この場合において、くじを引くべき入札者が当該入札の入札立会者として参加していない場合は、入札事務にかかわらない職員が当該入札者の代わりにくじを引くこととする。

(再度入札)

第9条 第1回目の開札において、予定価格に達する入札書がないときは、1回に限り再度入札を行うことができる。

2 入札担当課長は、再度入札を行う場合、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、再度入札を行う旨、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

3 再度入札の場合の入札書の提出方法は、第3条に定めるところによる。

4 第7条及び第8条第2項の規定は、再度入札の場合においても同様の取扱いとする。

(落札者の決定)

第10条 理事長は、落札者が決定した場合は、速やかに落札者に電話その他の方法によりその旨を通知する。落札者以外の者に対しては、当該入札結果の公表をもって通知に代えるものとする。

(入札の延期又は中止)

第11条 理事長は、郵便入札において、不正な行為その他やむを得ない事由により必要があると認めるときは、入札を延期し、若しくは中止するものとする。

2 理事長は、前項の規定により、入札を延期し、又は中止したときは、速やかにその旨を公告するとともに当該入札参加者に通知しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行し、同日以降に公告を行う入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月11日から施行し、同日以降に公告を行う入札から適用する。